

自動車保険だより

今回から都教組、都障教組のみなさまに加えて

神奈川私教連、神障教組、梨高教のみなさまにもお届けします。

中面特集
車と歩行者

撮影地：小室山(静岡県伊東市)
撮影者：齊當 俊則様

その後、加入者の一人にまさかの人身加害事故が発生！桜保険事務所が事故対応にあたり、全教自動車保険の優位性を活かし、大事に至ることなく解決することができたとのこと。「(導入して)よかったことは他にもいろいろあるけれど、この時が一番よかったと実感した」と当時を思い出しながらお話しされていました。

組合の委員長としてご活躍の長谷川さん。自動車保険のこれからのについては、「他との違いがわかった人は入っている。その優位性を伝えたい」という展望をお話してくださいました。

同僚の身分にかかわる問題の取り組みをきっかけに学園に組合を結成。そして、縁あって神奈川私教連委員長になり、自動車事故の際に仲間の身分を守るため全教自動車保険の導入を決めました。その際に、集団扱いの割引率を導入するために、まずは十人の加入に到達する必要がある、保険切り替えなど組合員一人一人に加入を呼びかけ、懸命の努力をして、実現にいたったそうです。

長谷川さんは、現在、勤務している私立の高校・中等教育学校で三十八年間、教員として歩んでこられました。私立学校の自由な校風と出会い、魅力を感じて教員生活をスタートさせたそうです。

全教自動車保険を導入してよかった

このたび、神奈川私教連、神障教組と梨高教のみなさまへも自動車保険だよりをお届けすることとなりました。発行に先立ち、神奈川私教連の長谷川さんにお話を伺いました。



神奈川私教連
委員長

長谷川 正利

車と歩行者の事故！どうすればいいの？

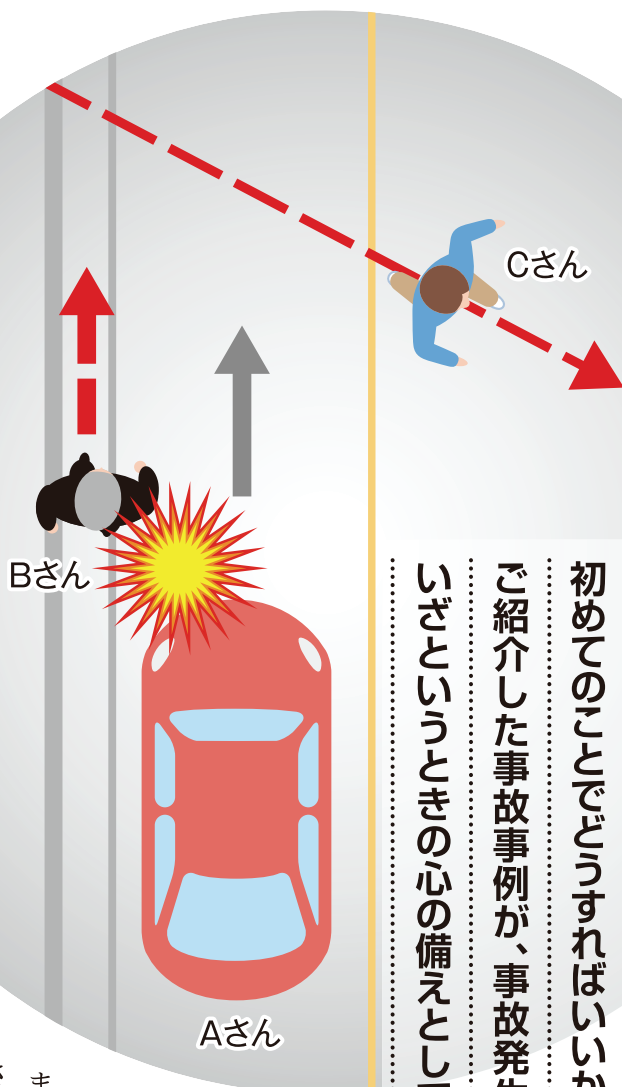
初めての事故は「おがらないことだらけ」

事故を起こそうと思って起こす人はいません。

初めてのことでどうすればいいかわからないのは当然のこと。

ご紹介した事故事例が、事故発生防止や

いざというときの心の備えとして役立つことを願います。



【事故の状況】

契約者Aさんは早朝のまだ薄暗い中、車で川の土手沿いの片側1車線の道路を走行していました。路側帯の幅が狭く、そのライン上あたりを歩行者Bさんが歩いていました。Aさんは前方に別の歩行者Cさんが道路を斜め横断しているのに気づかず、黒い服を着ていたBさんに追突し、Bさんは転倒。Aさんはすぐに車を止

めてBさんのもとにかけよりました。Bさんは道路にうずくまっており、Aさんはすぐに救急車と警察に連絡。対応が終わった後、保険会社の24時間の窓口

Point

●事故があったら

まずは負傷者の救護を！

負傷者がいる場合はすぐに119番で救急車を呼んでください。負傷者の救護が何よりも優先です。道路交通法第72条により負傷者の救護が義務付けられています。（けががない場合でも必ず警察に連絡しましょう）



今回の事故は、歩行者に気づかず後ろからぶつけてしまったことから、Aさんの過失100%の加害事故となりました。病院での診察の結果、Bさんは鎖骨と肋骨の骨折で病院に1週間程度入院することになりました。

桜保険事務所ではすぐにAさんと

面談を行い、「100...0で対人対応を進め、保険会社から相手の病院へ連絡を入れてもらうことで、Bさんに治療費の自己負担がないようにする」と「なるべく早いタイミングでBさん本人もしくはそのご家族へお見舞金を持つて直接お詫びに行く」ことを方針として確認しました。

Point

●必要に応じて お見舞金を包むことも

今回の事故では相手に骨折と入院があることから、お見舞金を包んでのお詫びとなりました。けがの大きさや入院の有無等によって、お菓子がいいいのか、お金を包むとしたらいくらくらいがいのか、桜保険の担当者で相談しながら決めていきます。

今回はBさんが入院していることもあり、お見舞金を持つて行きましたが、お詫びの際には直接相手と金銭的な約束はせずに「具体的な補償に関しては保険会社におたずねください」と言うにとどめることが大事です。当事者どうしの金銭のやり取りは、かえってトラブルになるケースがありますので注意が必要ですが、「お詫びの気持ちが伝わる」ことが大切です。

「人身事故となった場合の対応」

また、今回の事故は人身事故として扱われることとなり、事故から2週間経ったころ警察からAさんへ「今回の事故の調書を取るので〇月〇日に〇署へきてください」と連絡が入りました。

警察に行く前にAさんには「事故状況は正直に話すこと」「事故に対する反省の気持ちを示すこと」「Bさんには直接お詫びを行っている旨、警察にも伝えること」をアドバイスしました。



Point

●人身事故のときの 刑事処分

交通事故で相手にけががある場合、相手が病院の診断書を警察に提出すると人身事故となり、事故後に加害者と被害者双方から改めて調書がとられます。とられ

た調書は検察へ送られ（書類送検）、検察が「起訴」とするか「不起訴」とするか、または「略式起訴（罰金）」とするかを判断します。

刑事処分においては被害者側の処罰感情が考慮されることから、調書を取る前に「相手にお詫びが受け入れられていること」や「保険会社が病院の支払いなどの対人対応をすすめていること」が、とても重要であると考え、Aさんと保険会社、桜保険と一緒に方針のもと対応をすすめてきました。

「無事に示談成立・刑事罰は略式起訴」

相手のBさんは事故から5か月でケガの治療が終わり、民事の保険対応において示談成立となりました。

数か月後、Aさんには略式起訴で罰金20万円との通知が送られてきました。Aさんは期日内の支払いを終え、刑事手続きは完了となりました。

【まとめ】

自動車事故で相手にけがを負わせると、人身事故となり、刑事罰の対象になります。そして、事故の悪質性や結果の重大性、相手方の処罰感情によっては起訴される可能性があります。起

訴された場合は審理のうえ判決が出されますが、教職員は執行猶予がついても拘禁刑以上となると教員免許を失効し、失職してしまいます。

桜保険事務所では、相手にけがを負わせるような事故があった場合、被害者救済を第一に事故対応にあたると同時に、加入者が安心してお仕事を続けられるよう全力を尽くします。保険会社に対しては、相手への十分な補償、ていねいな対応を求め、事故の解決までサポートします。保険では民事賠償の部分しか対応できませんので、それ以外の刑事対応やお詫びなど道義上の責任については、桜保険の事故担当者で事故の進捗に応じて加入者にアドバイスし、トータルで事故対応にあたります。

これからも、桜保険では、「突然の事故でどうすればいいかわからない」「困っているのを助けてほしい」という加入者の思いをくみ取り、一人一人に寄り添った丁寧な事故対応を心がけてまいります。



読者のコーナー

「最後まで見守らせてください」 の言葉を頂いて

退職して10年の月日が経ちますが、現職の頃の小さな事故への丁寧なサポートに安心した経験があり、桜保険事務所様の保険を継続していました。ある日自宅駐車場に駐車の際が家の車に隣の車がアクセルとブレーキの踏み違いで衝突。自走不可となり、レッカーされるという、100対0のもらい事故がありました。その後加害者の保険会社との対応に気持ちモヤモヤとする場面が幾度もあり桜保険事務所様に相談をしたところ、当方の気持ちに寄り添っ

て下さり自身の保険でできる可能性も教えてくださいなど、安心を頂きました。今回のような全くの晴天の霹靂のような事故でも保険加入のメリットがあることも知りました。もう問題ないかな、と保険の取り下げをしようと桜保険事務所様に連絡をした時に、「最後までなにがあるかわからないので、安心できるところまで見守らせてください」とお言葉を頂きました。いつでも相談出来る、親身な取り扱い代理店の存在は、車に乗る人生が続く限り、かけがえのないパートナーなのだと実感する出来事でした。

(S・S様)

今回のクイズはこちら

今年、全教自動車保険に新たに仲間入りしたのは山梨高教組です。
山梨県の昔の呼び名は何でしょう？

①上州 ②房州 ③甲州



はじめまして

このたび全教自動車保険の仲間入りをしました。よろしく願いいたします。

梨高教共済 理事長
小池 正久

投稿大募集

写真やイラストの投稿をお待ちしています。
採用された方には謝礼をお送りします。
投稿方法は郵送かメール
(dengon@office-sakura.or.jp)で。



編集後記

今回は、新しい仲間を迎えて、より多くのみなさまに自動車保険だよりを読んでもらうこととなり、たいへんうれしく思っております。自動車保険だよりを通じて、ともに学んだことを活かして、交通安全に気をつけて安全にすごしていただくことを心から願っております。

自動車保険だより編集委員会

TEL.042-467-4152 FAX.042-461-0366

自動車保険だよりVol.20(2026年7月作成)

発行元/〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17 桜保険事務所内

抽選で合計100名様に
1,000円分のQUOカードを
プレゼント!

- 応募締切 第1次/2026年11月30日(火)
第2次/2027年2月28日(日)
※お一人様1回のご応募に限ります。当日消印有効
- 応募方法 【郵便ハガキ】クイズの答えと郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属学校名・ご意見・ご感想をご記入の上、桜保険事務所までご応募ください。
【Web】グーグルフォームによる応募となります。
●スマホの場合は、右記QRコードから。
●パソコンの場合は、当社ホームページの最新ニュースの「自動車保険だより20号のクイズ応募はこちらから」からご応募ください。
- 抽選・発表 正解者の中から厳正な抽選のうえ、当選者の発表はQUOカードの発送をもって代えさせていただきます。
- 注意事項 いただいたご意見を自動車保険だより作成のために利用させていただくことがあります。いただいたご意見を紙面に掲載する際には氏名を表示させていただくことがあります。
※お客様の個人情報は厳重に管理し、商品の抽選・発送・お問合せにのみ使用します。
- 送付先 〒188-0011
東京都西東京市田無町3-2-17
桜保険事務所「クイズ係」



前回の答えは
「海ほたる」でした。
たくさんのご応募
ありがとうございました。

共済カフェ
開催中!

助け合いの輪を広げています。



共済カフェを開催し、職場や会議・集会に出向いて、共済や保険の補償内容や優位性をお話しして、加入拡大を進めています。教職員のみなさまとの対話が加入に結び付いています。